

令和4年3月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和4年3月総会

## 萩市農業委員会総会議事録

3月15日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

### ○提出議案

- 議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- 議案第15号 空き家に附属する農地の指定について
- 議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- 議案第18号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第19号 非農地判断について
- 議案第20号 事業計画変更承認について
- 議案第21号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について
- 議案第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第23号 現況確認書の交付について

### ○出席委員(17名)

1番 横山喜一郎	欠席 田村廣
3番 草野隆司	4番 藤田芳昭
5番 松田由美子	6番 中野恵子
7番 長富繁美	8番 品川民雄
9番 原川久美子	10番 鈴川肇
11番 矢次利典	12番 原田知美
13番 守永正範	欠席 金子哲也
15番 大石博則	16番 岡崎弘明
17番 烏田茂夫	18番 尾木武夫
19番 片岡兼雄	

### ○議事録署名委員

3番 草野隆司 15番 大石博則

### ○議事

事務局長 ただいまから、令和4年3月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。  
本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。  
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、3番 草野委員、15番 大石委員にお願いいたします。  
なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第14号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第14号第1項について説明いたします。議案は、2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

3月3日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南へ約100m、●●●、地目は田、面積2,171㎡外2筆、合計で4,444㎡です。なお、●●●の2,171㎡のうち、1,000㎡は現在宅地として課税されています。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は11,626㎡です。なお、現在は●●●にお住まいですが、●●●にも拠点をお持ちで、先ほど申し上げた耕作面積は●●●の農地です。こちらの農地も息子さん、ご家族で管理をしっかりと聞いております。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請地の場所ですが、●●●からすぐそばのところになっており

ます。●●●の●●●からずっと●●●の方に向かいまして、●●●の川沿いのところになります。ここが●●●の●●●で、ここが●●●の方に向かう道です。川を挟んでこの川沿いの2筆が申請地になります。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、現在県外にお住まいで、農地の管理が難しく、所有されている空き家とともに萩市空き家バンクに登録されました。譲受人の●●●さんは、経営塾のようなものをされている方で、その萩での事業の一環として、医食同源をテーマとする地産地消の食材を扱ったレストランを、●●●で開業されるご計画をお持ちです。事業の拠点の確保と、レストランで使用する野菜を栽培するため、萩市空き家バンクで農地付きの空き家を探されている中で、●●●さんの物件を気に入られたため、双方連名により本申請に至ったものでございます。空き家というのが、●●●の横のこの四角い建物で、今回は3,000㎡を超えておりますので、空き家に附属する農地の指定ではなく通常の申請になっております。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は30年です。年間農作業従事日数は、ご本人が200日、雇用などによる従事者4名が200日となっております。これは、先ほど申し上げた経営塾のスタッフが、萩に引っ越してきて営農を手伝われるそうです。

営農計画ですが、大根・トマトを中心に露地野菜を栽培され、開業予定のレストランで利用されるご予定です。また、ハウスの栽培もされるとのことでした。

農機具の保有状況ですが、耕運機1台、草刈り機2台、チェーンソー1台、軽トラック1台を準備されるご予定です。

申請地の状況ですが、このあたりが●●●になっております。ここはコンクリート敷きで堆肥を置いておられたようですが、今現在少し荒れている状況になってはいますが、ここが●●●です。そのほかの農地がこの白い小屋の右側、このあたりとこの奥側になります。今現在こういったかたちで、多少草は刈ってありましたが荒れているような状況です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第11番 3月3日に、事務局3名、●●●委員、●●●推進委員、●●●推進委員と私で、現地確認をいたしました。詳細につきましてはただいま事務局から説明があったとおりでございます。●●●さんの兄弟の方が、4、5年前に亡くなって、ずっと家も空き家になり、農地もそれに伴い、写真のとおり荒廃しておりました。いずれ譲受人の●●●さんが、家、土地を含めて購入され、家の方は農家レストラン、農地の方は少しずつ開墾して野菜を作って農家レストランで利用されるということでございました。●●●さんのお仲間と4人程度のようなのですが、萩に移住され農家レストランを運営されるということです。萩市にとっては人口が増えますし、ただいま荒れている農地も少しずつではありますが、農地に戻っていくということでもありますし、良いことではないかと思っておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
ここは元、畜舎か何かあったのですか。

第11番 はい。牛を飼っておられたので、牛舎とか倉庫になっておりますが、もう辞められて随分年数が経っているので、朽ちてきているので、おいおい何とかされるかと思えます。

議 長 餌をやるような施設とかありましたが、それものけてぼつぼつやられるということですね。頑張ってくださいですね。

議 長 ほかに何かございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第15号「空き家に附属する農地の指定について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第15号第1項について説明いたします。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

まず、議案につきましては、空き家に附属する農地の別段面積1アールに係る案件で、萩市空き家に附属する農地の別段面積基準に基づき指定を行うものです。

通常、耕作面積が30アールに満たなければ萩市の農地を取得することはできませんが、空き家バンクに空き家とともに登録されている農地は、農業委員会の指定を受けることで、耕作面積が1アール以上あれば取得できるようになります。

3月4日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約300m、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積613㎡です。

場所ですが、ここに●●●がありまして、●●●の方に向かう道からずっと行って、途中、ここに●●●がございますが、●●●の方に向かいます。川沿いに●●●がございます。ここから東側に少し行ったところに申請地がございます。ここが●●●の●●●になりまして、申請地はこちらになります。申請地のすぐそば、こちらに対象の空き家がございます。

申請人は、●●●の●●●さんです。

申請地については、●●●の●●●さんが購入され、ハウレンソウ・プチトマト・ネギ・ハーブなどの野菜を栽培される予定です。

申請地の状況ですが、こちらが写真になります。こちらの農地が申請地でございます。向こう側から見た写真がこちらで、このようになっておりまして、現在きれいに管理がされています。後ろに見えるこの家が、空き家になっております。

空き家バンクに登録されていたことの確認書が添付されており、適用条件を満たしています。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 1 番 この件につきまして、3月4日に、●●●推進委員、事務局2名、私とで現地確認をいたしました。申請地は●●●地区でも、割と立地条件が良い場所で、農地は空き家と隣接しておりまして、今まで近所の方が管理をされていて、ちょうど良い状態の圃場だと思いません。過疎化が進み、耕作放棄地が増えている地域においては、空き家及び、農地の荒廃の解消につながり良いことだと思えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第16号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第16号第1項についてご説明します。議案は6ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

3月3日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から東480mに位置し、第2種中高層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっておらず、周囲は宅地に囲まれた、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積は90㎡です。

申請地と宅地部分の一体利用地を含めた合計面積は383.41㎡です。

転用者は、●●●の無職の●●●さんです。

場所になりますが、こちらが県道●●●線で、●●●や●●●がある辺りで、申請地は、東側の市道沿いとなります。この図の青に塗られた建物は、申請者の●●●さん所有の共同住宅となります。

こちらの写真が、周辺の状況です。北側から撮った写真ですが、この囲みのところが今回申請地になります。一体利用地のここに元々家が建っていましたが現在は解体されています。

こちらが南側から撮った写真ですが、こちらが市道になります。こちらが申請者の方がすでに建築されている●●●のアパートで、こちらとこちらとこちらのアパートも、●●●さん所有のアパートになります。

転用目的ですが、現在、北側、東側隣接地で共同住宅4棟20戸を持っている●●●さんが、自己の所有する土地に、新たに共同住宅（1棟）、入居者用駐車場（6台分）を整備するものであり適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側、西側、東側は●●●さんが所有される宅地。南側は●●●さんの所有される宅地及び公衆用道路に接しており隣接農地はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、こちらの配置図のとおり、●●●の木造2階建て、天然石付溶融アルミ亜鉛メッキ鋼板ぶき共同住宅1棟6戸、建築面積114.67㎡及び入居者用駐車場6台分を整備する計画です。

用排水計画ですが、雨水は溜枡を設置し、西側の道路側溝に放流させ、汚水は公共下水道に接続するため適当です。

被害防除計画ですが、造成は行わず、アスファルト舗装で整地のみ行う計画であり、土砂等の流出の恐れは無く適当です。

こちらが建物の立面図になります。建物の高さは7.3m、こちらが平面図になりますが、玄関は全て1階にあり、間取りは1Kとなります。

また、本申請地の2780番10の土地は、隣接地2780番8の土地にあった住宅を令和2年に取り壊した際に、一緒に農地も更



地にされておられました。こちらの件につきましては、無断転用に当たるため、別紙のとおり始末書の方も提出されておられます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員が欠席ですので、事務局から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、事務局長お願いします。

事務局長 急遽、●●●委員さんがご欠席となりましたので、事務局から説明いたします。

3月3日、●●●農業委員、●●●推進委員、申請書を作成した行政書士事務所の担当の方及び事務局2名で現地を確認いたしました。

申請地につきましては、周囲のアパートを造成した際に残ってしまった畑の残地という形で、現況もすでに隣接の宅地と一体となっております。

隣接にも周囲にも農地はなく、アパートへの転用につきましても特に問題ないものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 はい。質疑がないようですので、それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局      それでは議案第17号1項についてご説明します。議案は8ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

それでは、議案第17号第1項について説明いたします。議案は8ページです。

3月4日、●●●会長さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北西780mに位置する、過去に公共投資の対象となっておらず周囲を宅地に囲まれた生産性の低い小集団農地であり、第1種、第3種いずれの要件にも該当しない第2種農地となります。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積は69㎡です。転用者は、●●●の●●●の無職の●●●さんで、所有者は●●●の●●●の無職の●●●さんです。

こちらが●●●です。●●●から北西の方になります。●●●の漁業集落の県道●●●線と●●●の線路の間の農地となります。

写真の説明ですが、こちらが線路の上から撮った写真で、このトタンに囲まれた三角形の土地となります。こちらが譲受人の●●●さんの自宅となります。こちらが西側から撮った写真ですが、ちょうど●●●さんの自宅の隣の農地となります。

転用目的ですが、転用者の●●●さんは、このたび、自宅の前面にあり、出入りに便利な申請地に駐車場(2台分)を整備される計画です。所有者の●●●さんも、事情がよくわかるので譲渡されることとなりました。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側と西側は道路と雑種地、東側は道路、南側は鉄道用地に接しており隣接農地はありません。

次に配置図ですが、こちらの配置図のとおり、黄色に書かれたところが申請地になります。申請地に11.95㎡のカーポート駐車場1台分と来客用駐車場12.5㎡(2.5m×5.0m)1台分の計2台分を整備します。

(スクリーンに配置図を表示)

用排水計画は、雨水は自然流下で地下浸透させ、汚水は発生しな

いため適当です。

被害防除計画ですが、盛土・切土等を行わず、表土を鋤取り、碎石を敷均して整地するため、土砂等の流出の恐れは無く適当です。以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 9 番 この件につきまして、3月4日、●●●会長、事務局から2名、●●●推進委員、行政書士の●●●さん、譲受人の●●●さん夫婦、そして私の計8名で、現地の確認を行っております。ただいまの事務局の説明のとおりですが、譲受人の●●●さんは、駐車場2台分ということで、申請地は自宅のすぐそばということで、家から出て入ってもすぐ車に乗れるという大変便利な距離にあります。現況は畑ですが、何ら特に植えてある様子もなく、柿の木が1本だけありますが、その柿の木は別の場所に植え替えるということでした。周囲には農地はございません。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 続いて、第2項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

3月3日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北西550mに位置する、●●●農業振興地域内の農用地区域外農地で、過去に公共投資の対象となっておらず生産性の低い小集団農地であり、第1種、第3種いずれの要件にも該当しない第2種農地となります。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積は742㎡です。申請地と山林部分610㎡の一体利用地を含めた全体面積は1,352㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の無職の●●●さんです。

こちらが、国道●●●号線で、こちらが●●●です。●●●から少し離れたところに●●●がございます。こちらがお寺になりますが、こちらがお寺に上がる道で、お寺の真正面の農地となります。一体利用地の方は、山林ということで、写真の方で説明いたしますと、坂を上ったところですが、ここが、お寺に向かう通路で、一体利用地のところが山林部分で造成が始まっております。こちらが農地の方からお寺の方を撮った写真で、こちらが南から撮った写真で、上の方に上がると、高低差が4mくらいあります。こちらが上の段になっております。

転用目的ですが、●●●さんは●●●を経営し、壇信徒は●●●軒いらっしゃり、多くの壇信徒さんが自家用車を利用して参拝に訪れておられますが、参拝者用の駐車場を設けていないため、年中行事の時季になると路上駐車が発生していることから、このたび参拝者駐車場(24台分)を整備されることとなりました。所有者の●●●さんも遠方に住んでおり、管理が難しいことから、譲渡されることとなりました。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は境内地、東側は宅地、西側は境内地及び山林、南側は宅地と山林に接しており隣接農地はありません。

西側の黄色い部分の、山林については、竹林になっており、令和3年8月10日付で、非農地として現況確認証明を行い、山林に地目が変更されております。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、こちらの配置図のとおり、24台分の参拝者駐車場を整備されます。一体利用地の上の段に2.5m×5mの区画を8台分。下の申請地には3m×5mの区画を16台分整備されます。

駐車場への進入路は、道路部分からと上の境内地からの2か所となります。上に上がって駐車場が一杯の場合、ここから下の段に下りられる形となります。

用排水計画は、雨水は自然流下により北側の水路に放流させ、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、黄色の一体利用地の部分は、●●●の●●●のレベルに合わせて、4mの盛土造成が行われており、コンクリート舗装を行います。法面については、勾配1対0.3の大型ブロック積擁壁により保護します。緑色の申請地については、お寺の●●●のレベルに合わせて砂利舗装により造成されるため、土砂等の流出の恐れは無く適当です。以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員が欠席のため事務局から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(事務局が挙手)

議長 はい、事務局お願いします。

事務局長 第2項につきましては、本日、●●●の●●●委員さんが急遽欠席となりましたので、事務局から現地調査についてご説明いたします。

3月3日、●●●委員、●●●地区の●●●推進委員、申請書作成の●●●の担当の方と、事務局2名で現地調査を行いました。

申請地はお寺の敷地のすぐ下で、隣接農地はありませんが、急斜面のため、一部がかなりの高さの盛土となっており、法面が崩れないようブロック積擁壁をされます。

現地確認では、申請書にも記載がありましたが、実際、駐車場がなく参拝の方が困っておられたとのことで、お二人の委員さんも、転用については致し方ないのご意見でした。また、隣接農地もないことから特に問題はないものと考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは採決いたします。それでは第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第18号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第18号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。  
農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について、市農政課から諮問がありましたので、ご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、萩市では、通常4月1日と12月1日の年2回、利用集積計画を上程しております。今回の利用権の設定につきましては、相続人の過半数の同意など、必要な書類の提出が間に合ったものを上程いたしております。公告は4月1日付となります。

それではお手元にお配りしています農地中間管理事業による利用権設定状況（令和4年4月1日現在）の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっております。

以下、一番下の合計の欄を読みあげていきます。

左から、件数が70件、筆数148筆、田の面積が204,594㎡、畑の面積が、12,953㎡、合計217,547㎡となっております。

この農地中間管理事業は、都道府県ごとに設置される農地中間管理機構が間に入った契約となります。農地所有者から農地中間管理機構が農地を借り受け、それを実際に耕作する農家に農地中間管理

機構が貸し出す形になります。

次のページ以降に内容が記載されております。右端の備考のところに受け手の名前を記載しております。

それでは次にこちらの、利用権設定状況（令和4年4月1日）の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は、表のとおりとなっております。

一番下の合計の数字を読み上げていきます。

4月1日に設定されるものは、新規が、件数44件、筆数88筆、田が126, 522㎡、畑が5, 793㎡で、面積の合計は132, 315㎡です。

更新が、件数239件、筆数586筆、田が788, 561㎡、畑が52, 437㎡、面積の合計は840, 998㎡です。新規と更新を合わせた面積が973, 313㎡となります。

利用権設定の内容につきましては、3ページ以降に記載しております。

●●●の新規1ページの●●●と、●●●の更新2ページの●●●は、農地所有適格法人の要件を満たしていないため、解除条件付きの契約となっております。解除条件付きの契約は、適正に農地を経営していない場合は、契約解除となります。毎年農地の、利用計画と、利用条件の提出が義務付けられています。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第19号「非農地判断について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第19号、非農地判断について説明いたします。議案の10ページと議案第19号（別紙）の一覧表をご覧ください。

農業委員会は、「農地法の運用について」第3の1の（3）のウ及び第4の規定に基づき、利用状況調査等の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとされています。

今回、別紙の一覧表に記載してある土地は、本年度の利用状況調査（農地パトロール）等により確認し、再生利用が困難な農地であり、農地法第2条第1項にいう「耕作の目的に供される土地」に該当しないと判断したものです。

別紙の一覧表は地域ごとに通し番号を付し、集計しています。各地域の合計ですが、旧萩地域110筆、156,532㎡、田万川地域60筆、62,082㎡、むつみ地域35筆、32,067㎡、須佐地域70筆、66,455㎡、旭地域、102筆、77,872㎡、福栄地域137筆、152,831㎡、全体の合計で514筆、547,839㎡です。

平成30年度から今回までの非農地判断済み農地の累計は、全体で1,968筆、約216ヘクタールとなっています。

非農地判断を行った農地については、農地台帳の整理及び所有者への通知等を行います。以上で説明を終わります。

議 長 非農地判断についての説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

これは1年のうちに非農地判断した面積ですか。

事務局 令和3年度分です。

議 長 54ヘクタールですね。

事務局 はい。そうですね。

議 長 どんどん農地が無くなっていきます。実際に見に行ったときに、この非農地判断する田んぼのへりの方にもまだまだその候補地がようけようけ見える訳ですね。どれなんじゃろうかと思うところがあって、特に奥の方に関していうと、いのしし等の被害とか、あるい



は今まで、多くの人でそのあたりを耕作していたけれど、やはりだんだん耕作者が少なくなって共同作業、例えば溝の掃除等がなかなか出来なくなるといふことと、そして高齢化でこれじゃあやっておれんといふことで、皆さんやめられる。隣がやめればうちもついでにやめようかといふことが見受けられるのが最近の傾向のようです。今後、ますますこれが進んでいくと思いますが、所によっては基盤整備をしかえればもうちょっと、なんとかなるんじゃないかといふところが見受けられます。今萩市内、●●●地区において該当地区があるものですから、今日はお休みですが担当委員の方もぜひ、基盤整備して再生したいといふ意気込みでおられるようです。皆さんのところでもそのようなところがあると思いますし、条件が整えば基盤整備の費用もゼロで行えますから、ぜひ基盤整備を考えていって、農地を守るといふことをしていただきたいと思います。

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第19号の報告は終了します。

(報告事案-2)

議 長 議案第20号「事業計画変更の承認について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第20号第1項を説明いたします。議案は12ページです。

1月27日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

こちらの案件は、令和3年8月17日付けで農地法第5条の転用許可を行いました●●●さんの計画変更となります。

変更の内容は、造成計画の変更で、隣接の宅地部分758.38㎡を追加し、宅地分譲194.66㎡～233.59㎡の5区画の分譲地を、188.1㎡～208.7㎡の8区画の分譲地及び進入路となる開発道路261.6㎡の整備に変更するものです。

計画の所要面積については、1,090㎡から1,848.38㎡への変更となります。

こちらは、新たな農地の転用はなく、事業実施者や工事期間の変更はございません。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第20号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議 長 議案第21号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第21号第1項についてご説明いたします。議案は14ページです。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農政課から農用地区域からの除外について意見書交付の依頼があったものです。

申請地は、●●●、登記・現況地目は畑、面積は467㎡の内2.25㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●の●●●です。

こちらにつきましては、認定電気通信事業者が中継施設を設置するために必要な土地であり、農地法施行規則第53条第14号に該当し農地転用許可を要しないととも、周辺農地の営農や農用地の利用の集積に支障を及ぼすものではないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第21号の報告は終わります。

(報告事案-4)

議 長 議案第22号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。1項から22項まで一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第22号「農地法第18条第6項の規定による通

知について」を説明いたします。議案は16ページでございます。

第1項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,153㎡外1筆で、合計5,135㎡です。賃借人は、●●●の●●●さんで、賃貸人は、●●●の●●●さんです。解約後は別の方と利用権設定されます。

次に第2項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,187㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は別の方と利用権設定されます。

第3項から第16項までは●●●さんとの契約の解約となります。解約後は山口農林振興公社を通した契約に変更し借受人も、●●●さんの息子さんの●●●さんに変更となります。詳細は集積計画に記載しております。

第3項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,212㎡外2筆で合計2,725㎡です。賃貸人は●●●の●●●さんです。

第4項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,054㎡外1筆で合計2,092㎡です。賃貸人は●●●の●●●さんです。

第5項、●●●、地目は・現況ともに田、面積1,544㎡外1筆で、合計で2,272㎡です。賃貸人は●●●の●●●さんです。

次のページでございます。第6項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積3,095㎡です。賃貸人は●●●の●●●さんです。

第7項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,24㎡外12筆、合計で、11,685㎡です。賃貸人は●●●の●●●さんです。

次のページでございます。第8項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,405㎡です。賃貸人は●●●の●●●さんです。

第9項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積448㎡です。賃貸人は●●●の●●●さんです。

第10項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,611㎡です。賃貸人は●●●の●●●さんです。

第11項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,886㎡外1筆で、合計で3,065㎡です。賃貸人は●●●の●●●さんです。

第12項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積772㎡です。賃貸人は●●●の●●●さんです。

第13項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,525㎡外4筆、合計で12,355㎡です。賃貸人は●●●の●●●さんです。

次のページでございます。第14項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積3,771㎡外1筆で、合計で5,272㎡です。

賃貸人は●●●の●●●さんです。

第15項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,248㎡です。賃貸人は●●●さんです。

第16項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積815㎡外2筆、合計で2,528㎡です。賃貸人は●●●の●●●さんです。

続きまして、第17項は先ほど訂正いただいた案件です。●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,647㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は、こちらも山口農林振興公社を通して、●●●さんと利用権設定します。

第18項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積3,674㎡ほか1筆で、合計で6,943㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は別の方と利用権設定をされます。

次のページで第19項と第20項は、山口農林振興公社を通じた契約で、土地所有者と山口農林振興公社との契約はそのままに、賃借人のみを変更するための解約になります。

第19項、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積1,212㎡外1筆で、合計で2,524㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の公益財団法人やまぐち農林振興公社です。解約後は別の方と利用権設定します。

第20項、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積1,944㎡外2筆で、合計で6,849㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の公益財団法人やまぐち農林振興公社です。こちらも解約後は別の方と利用権設定します。

21項から22項は、山口農林振興公社を通じた一連の契約の解約となります。

●●●、地目は登記・現況ともに田、面積2,389㎡外1筆で、合計で4,937㎡です。賃借人は●●●の●●●で、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は●●●さんが自作されます。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第22号の報告は終わります。

(報告事案-5)

議長 議案第23号「現況確認書の交付について」を議題に供します。  
第1項から第3項まで一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第23号「現況確認書の交付について」の第1項  
について説明いたします。議案は22ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

3月4日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん  
と事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北西930mに位置する、●●●、登記地  
目は畑、面積は2.47㎡、申請人は●●●の●●●さんです。

場所は、こちらが●●●で、こちらが●●●となり、申請地は道  
路の隅切り部分となります。

申立てによると、申請地は、昭和61年頃より分筆され、公衆用  
道路として利用され現在に至っております。

本調査によると、申請地はコンクリート敷きの公衆用道路として  
利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地  
に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第2項について説明いたします。

こちらは、先ほどの議案第14号第1項の農地法第3条の売買案  
件の関連項目となります。

3月3日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さ  
ん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北西100mに位置する、●●●、登記地  
目は田、面積は800㎡で、申請人は●●●の●●●さんです。

場所は、●●●総合事務所から道路を挟んだ空き家の裏の部分に  
なります。

申立てによると、申請地は、平成17年頃より埋め立てられ、現在  
はアスファルト舗装され、駐車場として利用されているということ  
です。

本調査によると、申請地はアスファルト舗装されており、農地と  
しての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第3項について説明いたします。こちらも第2項と同じく農地法第3条の関連項目となります。

3月3日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東150mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は44㎡外2筆、合計面積は496㎡で、申請人は同じく●●●の●●●さんです。

場所ですが、こちらが●●●で、県道●●●線の道路脇となります。

申立てによると、申請地は、十数年以上前から耕作放棄され、現在では雑木、竹木、灌木等が生い茂り、原野の状態になっているということです。

本調査によると、申請地は雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。以上報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案23号の報告は終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時50分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和4年3月15日

萩市農業委員会会長 片岡華雄

委員 草野隆司

委員 大石博則